# はじめに

「信託」とは、「信じて託す」、すなわち委託者の財産の所有権を受託者に移転させ、受託者は信託財産の所有者となり、一定の目的の下、受益者のためにその運用・管理を行う法制度です。

信託の歴史は長く、わが国では、1922（大正11）年の信託法・信託業法の制定以降、2004（平成16）年に改正信託業法、続いて2007（平成19）年には改正信託法が施行され、信託財産の範囲や信託業の担い手の拡大ほか、信託の当事者の権利義務関係における規律の整備、多様な信託活用にかかる制度の整備が図られました。さらに2024（令和６）年には、全面改正された公益信託法が公布されています。

わが国の信託は、これまで資産運用（投資信託や年金信託等）、財産管理・相続（遺言信託等）、資産の有効活用や資金調達（土地信託や金銭信託等）など、法人・個人と分野を問わず、その時々の社会・経済分野の課題解決ニーズに応じて、幅広く活用の場面を拡げています。

本書は、信託にこれから携わる初学者向けの入門書として、信託の歴史やしくみ、信託業務および信託商品の内容、信託の会計や税務まで、信託業務全体の骨格を網羅的かつコンパクトにまとめています。2007年の初版、2012年の四訂版発行以降、版を重ねるごとに、最新情報はもちろん、法改正の内容を的確にフォローしてきました。

今回の「五訂版」発行にあたっても、できるだけ最新の状況を反映するとともに、法改正等により取扱いが縮小された商品分野等に関しても、制度全体の理解に資する内容については、記載を残した上で適宜の見直しを加えています。

本書は信託銀行や信託代理店を営む金融機関等の行職員、信託業務を営む信託会社の方向けの教材として最適な内容です。また、銀行業務検定試

験「信託実務３級」の参考書としてもご利用いただけます。

本書を、本格的な信託業務の習得に向けた第一歩としてご活用いただければ幸甚です。

2025年３月

経済法令研究会

# *Contents*


## 第１章　信託の基礎

Ⅰ 信託の歴史と信託制度 …… 2

1信託の歴史（２）／2わが国における信託制度の基礎知識（５）

Ⅱ 信託の当事者 …… 15

1信託の設定（15）／2委託者（18）／3受託者（20）／4受益者・信託管理人（30）／5信託契約代理店（35）

Ⅲ 信託財産、信託の変更・終了等 …… 38

1信託財産（38）／2信託の変更、併合および分割（43）／3信託の終了（44）

Ⅳ 信託税制 …… 46

信託税制の概要（46）

## 第２章　定型的な金銭の信託

Ⅰ 金銭の信託 …… 52

金銭の信託の概要（52）

Ⅱ 合同運用指定金銭信託 …… 55

1合同運用指定金銭信託とは（55）／2合同運用指定金銭信託（一般口）（56）／3合同運用指定金銭信託（１か月据置型、ヒット）（59）／4合同運用指定金銭信託（新１年据置型、スーパーヒット）（61）／5合同運用指定金銭信託（ユニット型）（62）／6合同運用指定金銭信託の税制（63）

Ⅲ 単独運用指定金銭信託 …… 64

単独運用指定金銭信託の概要（64）

Ⅳ 特定金銭信託 …… 66

特定金銭信託の概要（66）

Ⅴ 貸付信託 …… 69

1貸付信託とは（69）／2貸付信託の商品分類（70）／3貸付信託の受益証券（74）／4貸付信託の税制（77）

Ⅵ 信託総合口座……79

信託総合口座の概要（79）

## 第３章　従業員福祉に関する信託

Ⅰ 企業年金信託……84

1企業年金信託の概要（84）／2厚生年金基金信託（88）／3確定給付企業年金信託（93）／4確定拠出年金信託（98）／5非適格退職年金信託（105）／6国民年金基金信託（107）／7企業年金信託の実務上のポイント（109）／8企業年金の会計と税務（115）

Ⅱ 財産形成信託……122

1財産形成貯蓄制度の概要（122）／2財産形成信託とは（126）／3財産形成信託（一般財形）（127）／4財産形成年金信託（財形年金）（129）／5財産形成住宅信託（財形住宅）（134）／6財形給付金信託（142）／7財形基金信託（144）

## 第４章　証券に関する信託

Ⅰ 有価証券の信託……148

1有価証券の信託の概要（148）／2有価証券の信託のしくみ（150）／3有価証券の信託の実務上のポイント（159）／4有価証券の信託の会計・税務（163）

Ⅱ 証券運用の金銭の信託……166

1証券運用の金銭の信託とは（166）／2証券運用の金銭の信託のしくみ（169）／3証券運用の金銭の信託の実務上のポイント（173）／4証券運用の金銭の信託の会計・税務（176）

Ⅲ 投資信託……182

1投資信託の概要（182）／2主な投資信託のしくみ（185）／3投資信託の実務上のポイント（190）／4投資信託の会計・税務（193）

Ⅳ 証券投資信託……196

1証券投資信託の概要（196）／2証券投資信託のしくみ（198）／3証券投資信託の実務上のポイント（204）／4証券投資信託の会計・税務（207）

## 第５章　資産の流動化に関する信託

Ⅰ 資産流動化の概要と信託 …… 214

1資産流動化の概要（214）／2資産流動化に関する信託（220）／3流動化対象資産と信託受益権の種類（221）

Ⅱ 金銭債権信託 …… 224

1金銭債権信託の概要（224）／2貸付債権信託（225）／3売掛債権信託・手形債権信託（231）

Ⅲ 流動化を目的とした不動産信託等 …… 235

1流動化を目的とした不動産信託の概要（235）／2資産の流動化のため創設された信託形態（238）

## 第６章　動産・不動産に関する信託

Ⅰ 動産信託 …… 242

1動産信託の概要（242）／2動産設備信託のしくみ（245）／3動産設備信託の税務・会計（248）

Ⅱ 不動産信託 …… 250

1不動産信託の概要（250）／2土地信託のしくみ（252）／3土地信託の実務上のポイント（256）／4土地信託の会計・税務（258）

## 第７章　その他の信託

Ⅰ 公益信託 …… 262

1公益信託の概要（262）／2公益信託のしくみ（264）／3公益信託の実務上のポイント（267）／4公益信託の税務・会計（268）
**～　コラム　～　公益信託法の改正について**（270）

Ⅱ 特定贈与信託 …… 271

1特定贈与信託の概要（271）／2特定贈与信託のしくみ（273）／3特定贈与信託の実務上のポイント（275）／4特定贈与信託の会計・税務（276）

Ⅲ 株式給付信託 …… 278

1株式給付信託の概要（278）／2株式給付信託のしくみ（281）

Ⅳ 遺言信託……285

1遺言信託の概要（285）／2遺言信託のながれ（286）／3遺言信託の実務上のポイント（287）

**～ コラム ～ 少子高齢化への対応に資する信託商品**（289）

## 第８章　併営業務等

Ⅰ 併営業務の概要……292

信託銀行の併営業務とは（292）

Ⅱ 不動産業務……294

不動産業務（294）

Ⅲ 証券代行業務……301

1証券代行業務の概要（301）／2証券代行業務の実務上のポイント（302）

Ⅳ 遺言・遺産関連業務……305

1遺言・遺産関連業務の概要（305）／2遺言執行業務の実務上のポイント（306）

Ⅴ 担保付社債信託……308

担保付社債信託の概要（308）

# 第１章
# 信託の基礎

## ◯ *Introduction*

この章では、信託の歴史からわが国における信託制度全般にわたって説明します。

委託者、受託者、受益者といった信託当事者の権利や義務、信託財産の範囲や法的特性、さらに信託税制の原則と例外など、わが国の信託制度の基礎となる法的構成から税制に至るまでを俯瞰できるように解説しています。

各信託商品ごとの詳細については、次章以降において解説することとしています。ここでは、信託の基本となる共通事項を中心に説明しますので、信託の基本的な要素をしっかり学習してください。

# 信託の歴史と信託制度

I

## 1 信託の歴史

### 1 海外における信託の歴史

まず、はじめに、信託の歴史を振り返ってみましょう。

信託の考え方自体は、人が自分の財産をもつようになった頃からすでにあったといわれており、古くは古代エジプト人の遺書のなかにもそのような考え方がみられます。

**① 信託制度の起源はuse**

現在の信託制度は、イギリスで発展したもので、イギリスにおける起源をたどれば中世の**「ユース」**（use）の習慣であるといわれています。

ユースは、12世紀ごろから十字軍兵士の出征中における土地等の管理のために用いられ、13世紀には国王からの土地没収・負担回避のために教会に土地等を寄進する形で利用されるようになりました。

イギリスでは、**普通法（コモンロー）**と**衡平法（エクイティ）**の２つの法制度が並存していましたが、普通法裁判所ではユースは認められなかったものの、衡平法裁判所ではこれを有効と判定して保護し、判例を積み重ねていきました。

この判例の集積によって、やがて**「トラスト」**（trust）という近代信託

制度が形づくられていきました。

**◇② 信託制度は英米で発展**

ヨーロッパ大陸諸国は、制定法を中心とした法制度を基礎としており、判例法中心のイギリスで発展した信託制度は受け継がれませんでした。

一方、アメリカは、イギリスの植民地から発展した国であったことから、その法制度はイギリス法を母法とする判例法を中心とした体系であり、信託制度も受け継がれました。ただし、アメリカにおける信託制度は、独自の発展を遂げることとなります。

**◇③ 英国は民事信託、米国は営業信託を中心に発展**

アメリカは、新興国であったことから地縁や血縁のない人々が集まっており、受託者の適任者があまり見つかりませんでした。

そこで、受託者を会社組織（信託会社）とする**営業信託**が行われるようになり、とくに、南北戦争以降は鉄道建設などの新しい事業の資金調達のために信託のしくみが広く利用されるようになりました。

**民事信託**を中心とするイギリスに対して、アメリカでは、有償かつ法人を受託者とする営業信託を中心として信託制度が発展していきます。

## 2 わが国における信託の発展

**◇① わが国でも行われていた信託的行為**

わが国においても信託に似た考え方は古くからありました。たとえば、次のような具体的なできごとが実際にあったといわれています。

ただし、これらは信託的行為ではあるものの、信託制度としての事実関係は必ずしも明確ではありませんでした。

① 御所の修理資金を京都の商人に運用させた織田信長の事例
② 佐竹藩篤志家の出捐金による知行地の買取りの事例
③ 貢米で救済活動を行った秋田感恩講の事例

### ◈② 制度としての信託は米国から導入

現在のわが国における近代信託制度は、明治時代の後半にアメリカから導入されたといわれています。わが国の法体系は、ドイツやフランス等の大陸法を参考として整備が行われましたが、信託制度は、ドイツ等ではあまり利用されておらず、民法典等のなかにも信託に関する規定は盛り込まれていませんでした。

### ◈③ 法律上は日本興業銀行法がはじめて

わが国の法律においてはじめて「信託」の言葉が使われたのは、1900（明治33）年制定の日本興業銀行法であるといわれています。

また、日清戦争や日露戦争を契機とした重工業の資金確保にあたり、債券発行における担保管理の手段として信託を活用するため、1905（明治38）年に担保付社債信託法が制定されました。

その後、「信託」の曖昧な定義のもとで、個人の財産管理・運用にも利用されはじめ、信託業の看板で不動産仲介、貸金、株式売買などの業務が行われていました。

### ◈④ 信託法、信託業法の制定

1914（大正３）年に第一次大戦が始まると、わが国の産業は活況を帯び、好景気を反映して1921（大正10）年末には信託会社は488社に及ぶまでに増大しました。

しかし、当時は信託の法整備もなされておらず、資力や信用力の乏しい信託会社も少なくありませんでした。

そこで、信託制度の健全な普及を図ることを目的として、**1922（大正11）年に「信託法」「信託業法」が制定されました。**

これらの法整備を受けて、信託会社は1924（大正13）年末に27社に整理・統合され、その後、これらの信託会社は、金銭の信託を中心として発展していくこととなります。

### ◈⑤ モデルはインド信託法とカリフォルニア州法

わが国の信託関連法体系のモデルは、**インド信託法とカリフォルニア州**

**法**であるといわれています。

## 2 わが国における信託制度の基礎知識

### 1 わが国における信託法の構成

#### ◇① わが国の信託法制

わが国における信託法制は、信託の基本的な法律関係について定める基本法としての**信託法**と業者規制を目的とした**信託業法**の二本柱を中心に構成されています。

さらに、銀行が信託業務を兼営することを認める政策が採られたことを受けて、1943（昭和18）年に金融機関による信託業務の兼営を認める法律（いわゆる「兼営法」）が制定されました。

#### ◇② 信託関連法規

わが国の信託に関する主な法律をあげると、次のようなものがあります。ここであげたもののほか、信託の利用に関する法令や信託業務を行う際の実務上の手続きを規定した法令などが多数存在し、これらの法制度によって信託の発展と健全な運営が支えられてきました。

① 信託法
② 信託業法
③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）
④ その他の特別法

**〔個別信託法〕**

- 担保付社債信託法……担保付社債信託
- 貸付信託法……貸付信託
- 投資信託及び投資法人に関する法律……投資信託
- 資産の流動化に関する法律……特定目的信託
- 公益信託ニ関スル法律……公益信託

〔受託者にかかる法律〕
・著作権等管理事業法……著作権等管理信託
・保険業法……保険金信託
・農業協同組合法……組合員の委託にもとづく不動産の貸付運用または売渡しを目的とする信託
・森林組合法……組合員の所有する森林の経営を目的とする信託

### ◈③ 信託法は信託に関する基本法

信託法は、**民法および商法に対しては特別法の位置づけ**となりますが、一方で、営業信託と非営業信託のいずれにも適用される**信託に関する基本法**です。

2006（平成18）年には、制定後実に80年以上もの時を経て信託法が抜本改正され、多様化する信託の利用形態を踏まえた信託制度の現代化が図られました。

また、2004（平成16）年には、信託業法が改正され、銀行業務を営まない信託会社等が、免許を受けまたは登録・届出を行うことで信託業を営むことができるようになりました。

なお、この章以下では、それぞれの法律の改正前の法律に言及する場合には「旧信託法」または「旧信託業法」と表記することとします。

## 2 信託とは

### ◈① 定　義

さて、わが国における信託とは、どのようなしくみなのでしょうか。信託法２条１項では、次のように規定しています。

この法律において『信託』とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう。

この信託法の定義によれば、信託とは、**「①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の方法（信託行為）」のいずれかにより、「特定の者（受託者）」が、「一定の目的（信託目的）」に従い、財産（信託財産）を管理・処分する制度**」ということになります。

信託の定義にもとづいて、信託のしくみを図に示すと、図表１－１－１「信託のしくみ」のようになります。

**〔図表１－１－１〕信託のしくみ**

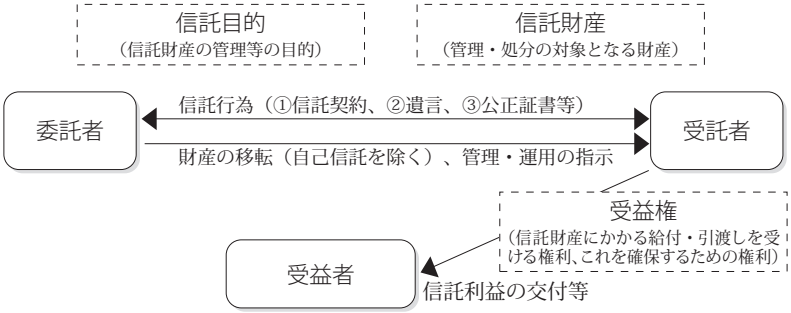


次に、信託法２条において、信託に関する用語の定義が規定されていますので、理解を深めるために、ここで解説しておきましょう。

**「信託行為」**：①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の方法（２項）

**「信託財産」**：受託者に属する財産であって、信託により管理または処分をすべき一切の財産（３項）

**「委託者」**：信託行為により信託をする者（４項）

**「受託者」**：信託行為の定めに従い、信託財産の管理または処分、その他の必要な行為をすべき義務を負う者（５項）

**「受益者」**：受益権を有する者（６項）

**「受益権」**：受益者が受託者に対して、信託財産の引渡し、その他の信託財産にかかる給付を請求する権利（受益債権）、およびこれを確保するために受託者その他の者に対して一定の行為を求める権利（７項）

◇② **委託者と受託者の強い信頼関係のうえに成立**

他人による財産管理制度としては、後述するように委任などの制度もありますが、所有権が受託者に完全に移転するなど、**信託は、委託者と受託者との強い信頼関係があってはじめて成り立つ制度**といえます。

このような信頼関係が損なわれないように、信託法では、委託者や受益者の権利、受託者の義務などの規定がおかれています。

## 3 財産管理制度としての信託

### 1 民法上の委任による代理との相違点

信託は、受託者が受益者のために財産を管理するものであり、他人による財産管理制度の１つの形態です。

財産管理制度には、民法上の委任による代理といった制度もあり、これとの類似性を有している一方で、これと異なる側面もあります。

◇① **財産の名義**

代理の場合、代理人に代理権を与えても財産の名義人は本人（委任者）のままであるのに対して、信託では、信託の設定によって財産は受託者に移転して、**受託者名義**になります。

◇② **管理・処分権の帰属**

代理の場合、本人と代理人それぞれが管理・処分権を行使できるのに対して、信託では、**管理処分権**は財産の名義人である**受託者のみに帰属**しています。

◇③ **行為の効果の帰属**

代理の場合、代理人の行為は直接本人に効果が帰属するのに対して、信託では、**受託者の行為は信託財産を拘束する**こととなりますが、委託者や受益者には**直接その効果は及びません。**

**◈④ 財産の独立性**

代理の場合には、当事者の死亡により終了する属人的な関係であるのに対して、信託では、受益者または受託者が死亡しても信託は終了することはありません。受益者が死亡した場合には受益権が相続人に承継され、受託者が死亡した場合には、新受託者が選任されてそのまま存続します。

**◈⑤ 第三者との関係**

財産の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、代理では本人が責任を負うのに対して、信託では、財産の名義人である受託者が第三者に対して損害賠償責任を負うことになります。

また、権限を越えて第三者に財産を処分した場合、**代理では本人が無権代理を主張できる場合を除いて代理人に対する損害賠償請求に留まる**のに対して、信託では、受益者が第三者に対して信託義務に違反した処分を主張して当該財産につき**取戻権を行使**でき、また、受託者に対して**財産の復旧・損失のてん補**を求めることができます。

## 2 寄託、法人等の相違点

このほかにも、寄託や法人など信託と類似した制度が存在します。それぞれの制度と信託と主な相違点は次のとおりです。

**◈① 寄　　託**

寄託の場合、消費寄託を除き所有権は移転しません。また、受寄者には財産の運用や処分の**義務**もありません。これに対して、信託では、前述のとおり財産権の名義は受託者に移転し、信託目的に従って信託財産の管理・処分が行われます。

金銭の消費寄託の場合は、より信託に類似しますが、目的物である金銭は受寄者自身のために受寄者の計算において運用され、運用収益は受寄者に帰属するのに対して、信託では、受託者は**受益者のために信託目的に従い運用を行う義務を負い、運用収益も信託財産に帰属する**という点で異なります。

### ◈② 法　　人

法人は法主体性を有して事業を営みますが、信託は制度としては法主体性を有していません。

### ◈③ 譲渡担保

譲渡担保では債権者に目的物が移転するという点で、より信託に類似しますが、譲渡担保では、債権者は自己の債権保全のため担保権を行使することができるのに対して、信託では、受託者は**受益者のためにのみ権限を行使することができる**という点で異なります。

## 4 信託の分類

信託は、その目的や引受けの形態、あるいは引き受ける信託財産の種類などによって、さまざまに分類または区分することができます。主な分類方法は、次のとおりです。

### ◈① 公益性による分類（私益信託・公益信託）

公益信託とは学術、技芸、慈善、祭祀、宗教など公益を目的とするもので、私益信託とは、公益信託以外の信託をいいます。

### ◈② 受益者による分類（自益信託・他益信託・受益者の定めのない信託）

**委託者と受益者が同一**である信託を自益信託といい、**委託者以外の者が受益者となる**信託を他益信託といいます。ただし、信託受益権の譲渡にともない、委託者以外の者が受益者となる場合は、他益信託とはいいません。

また信託法では、受益者の定めのない信託も認められています（信託法258条以下）。英米法では、目的信託とよばれているもので、旧信託法では公益信託以外には認められていなかったものです。

### ◈③ 受託者による分類（営業信託・非営業信託）

受託者が**営業として引き受ける**場合を営業信託（または商事信託とよばれます。厳密には用語の定義が異なる場合があります）といい、**それ以外**のものを非営業信託（または民事信託とよばれます）といいます。信託銀

行や信託会社が引き受ける信託は、**すべて**営業信託です。

**◈ ④ 信託行為による分類（契約信託・遺言信託・公正証書等の方法による信託）**

契約信託とは、委託者の生前に委託者と受託者との間の**契約で設定**される信託をいい、遺言信託とは、委託者の**遺言によって設定**される信託をいいます。

また信託法では、ある人が**一定の目的**に従い、自己の有する財産の管理または処分その他の当該目的に必要な行為を自ら行う旨を公正証書等の方法によって意思表示することで設定される信託（信託法３条１項３号。いわゆる「自己信託」とよばれます）が認められています。英米法ではこのような設定方式を「信託宣言」とよんでいます。

**◈ ⑤ 信託の成立原因による分類（設定信託・法定信託）**

設定信託とは、契約や遺言といった**法律行為によって設定**された信託をいい、法定信託とは、**法律の規定や解釈により成立する**信託をいいます。

**◈ ⑥ 管理方法による分類（個別信託・集団信託）**

個別信託とは、信託契約が個別の委託者ごとに締結され、**信託財産ごとに分別して管理・運用される信託**をいい、集団信託とは、不特定多数の委託者との**定型的**な約款により締結された**信託契約**にもとづき信託財産が**合同して管理・運用される信託**をいいます。

**◈ ⑦ 受託者の管理義務による分類（能働信託・受働信託）**

能働(動)信託とは、受託者が**積極的に信託財産を管理・処分**する信託をいい、受働(動)信託とは、受託者が**積極的に管理・処分すべき権利をもたない、または義務を負わない信託**をいいます。

受働信託のなかでも、受益者が管理・処分を行い、受託者が当該行為を容認する義務を負うに留まる信託は「名義信託」とよばれ、信託法上は無効とされます。

**◈ ⑧ 信託目的による分類（管理信託・処分信託）**

信託の主たる目的が**信託財産の管理に限定されている**信託を管理信託と

〔図表１－１－２〕信託の分類

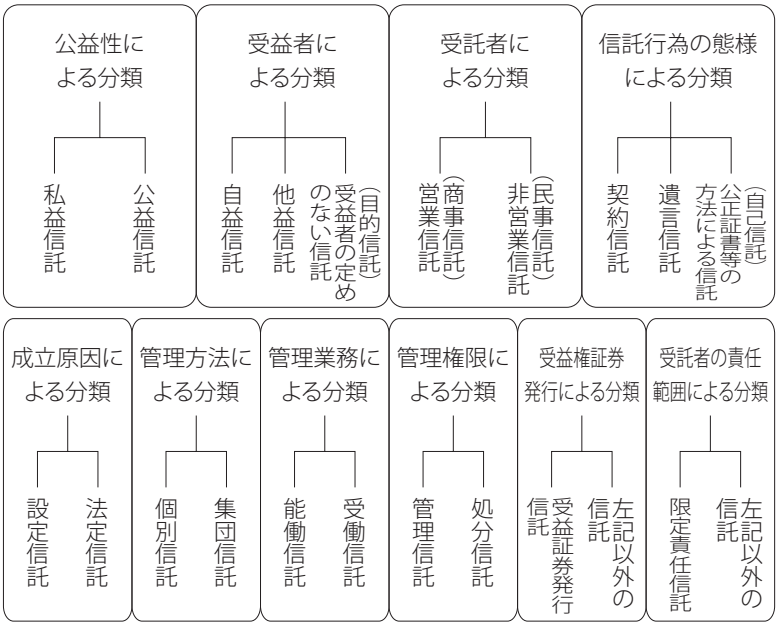


いい、処分信託とは、その**主たる目的が信託財産の売却等の処分**である信託をいいます。

**⑨　受益証券の発行による分類（受益証券発行信託・それ以外の信託）**

信託法では、受益証券を発行しない信託を原則としながら、信託行為において、受益権を表示する証券（いわゆる受益証券）を発行する旨を定めることによって、受益権を有価証券とすることができます（信託法185条１項）。このように、受益権の有価証券化を可能とする信託を**受益証券発行信託**といいます（信託法185条～ 215条）。

**⑩　受託者の責任の範囲による分類（限定責任信託・それ以外の信託）**

信託法では、信託に関して負担する債務について、受託者が無限責任（その信託財産のみならず、受託者の固有財産をもって履行する責任）を負うことを原則としながら、信託財産のみをもってその履行責任を負う信

託が認められています（信託法216条１項）。このような信託を**限定責任信託**といいます（信託法216条～ 247条）。

### ⑪　信託財産の種類による分類

信託財産の対象は、金銭のほか、有価証券、動産、不動産などの**財産価値のあるものは何でもよい**ことになっています。

信託の種類は、信託の引受けの時における財産の種類によって区分されますが、**金銭**であれば「**金銭の信託**」といい、**金銭以外**であれば「**金銭以外の信託**」（物の信託という場合もある）とよばれます。

さらに、金銭の信託は、信託の終了時において受益者に交付される信託財産の種類によって区分され、信託財産を換金のうえ**金銭で交付する**場合は「**金銭信託**」といい、信託財産を**現状のまま交付する**場合は「**金銭信託以外の金銭の信託**」といいます（「金外信託」とよぶこともある。「金銭の信託」と「金銭信託」は、「の」という文字の有無によって意味が異なる用語であることから留意が必要）。

また、運用方法によって次のように分類されます。

① **指定**運用
② **特定**運用
③ **無指定**運用（運用方法が指定されていない信託）

信託財産の種類による分類を整理すると、図表１－１－３「信託財産の種類による分類」のとおりです。

〔図表１－１－３〕信託財産の種類による分類

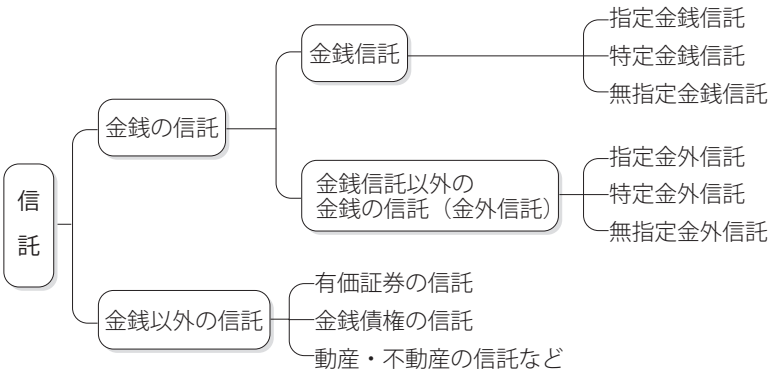

〈各章ご担当〉

| | |
|---|---|
| 土屋　諒人 | みずほ信託銀行 経営企画部（第１章、第２章） |
| 杉木　義幸 | 同銀行 アセットマネジメント推進部（第３章第１節） |
| 上田　涼 | 同銀行 アセットマネジメント推進部（第３章第１節） |
| 小林　壱晟 | 同銀行 アセットマネジメント推進部（第３章第１節） |
| 林本　佳人 | 同銀行 リテール営業推進部（第３章第２節） |
| 佐藤　成倫 | 同銀行 信託プロダクツ業務部（第４章） |
| 木平　和哉 | 同銀行 信託プロダクツ業務部（第５章第１節、第２節、第６章第１節、第８章第５節） |
| 藤井　素臣 | 同銀行 不動産業務部（第５章第３節、第８章第２節） |
| 黒田　祐基 | 同銀行 不動産信託部（第６章第２節第１項） |
| 吉川　秀樹 | 同銀行 不動産信託部（第６章第２節第２～４項） |
| 八木　信一 | 同銀行 個人業務部（第７章第１節、第２節） |
| 酒井　達也 | 同銀行 年金コンサルティング部（第７章第３節） |
| 近藤　ゆか | 同銀行 個人業務部（第７章第４節、第８章第１節、第８章第４節） |
| 関本　奈緒 | 同銀行 個人業務部（第７章第４節、第８章第４節） |
| 村井　彩芽 | 同銀行 株式戦略業務部（第８章第３節） |

# 五訂 信託の基礎


2005年３月10日　初　版第１刷発行
2007年11月21日　改訂版第１刷発行
2010年４月５日　三訂版第１刷発行
2012年３月21日　四訂版第１刷発行
2025年３月27日　五訂版第１刷発行

編　　者　経済法令研究会
発 行 者　髙　橋　春　久
発 行 所　㈱経済法令研究会
〒162-8421　東京都新宿区市谷本村町３-21
電話　代表03-3267-4811　制作　03-3267-4823
https://www.khk.co.jp/

営業所／東京03(3267)4812　大阪06(6261)2911　名古屋052(332)3511　福岡092(411)0805

制作／櫻井 寿子　　印刷・製本／富士リプロ㈱



ⓒKeizai-hourei Kenkyukai 2025



ISBN978-4-7668-2514-5


☆　**本書の内容等に関する追加情報および訂正等について**　☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ　書籍・ＤＶＤ・定期刊行誌 メニュー下部の 追補・正誤表 ）


定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。